輸第102017号	配合肥料	WSF15－9－18
輸第102022号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土
輸第102030号	魚かす粉末	マグロ魚粉1号
輸第102031号	魚かす粉末	マグロ魚粉2号
輸第102042号	熔成りん肥	よう燐
輸第102050号	副産苦土肥料	ひたち苦土肥料63号
輸第102051号	尿素	尿素45W
輸第102056号	混合加里肥料	空散用けい酸入り肥料
輸第102057号	硝酸石灰	硝酸カルシウム(粒状)(ノユソルCa)
輸第102058号	化成肥料	硝酸加里(ノユソルKN)
輸第102060号	副産植物質肥料	コーングルテンフィード2
輸第102062号	配合肥料	ニトロフォームミニ
輸第102095号	腐植酸りん肥	腐植酸りん肥24
輸第102096号	魚かす粉末	魚かす粉末6－7

株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号	
株式会社ダイネン産業	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	
株式会社杏名産業	愛知県安城市和泉町神明18番地3	
株式会社杏名産業	愛知県安城市和泉町神明18番地3	
グリーンコスモス肥料株式会社	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号	
常陸化工株式会社	茨城県常陸太田市新宿町664番地	
セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地	
三通国際商事株式会社	東京都江戸川区一之江七丁目35番22号	
株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号	
株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号	
株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号	
株式会社ニチノー緑化	東京都中央区日本橋小伝馬町14番4号	
株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号	
株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番5号	

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）	
輸第102096号	魚かす粉末6－7

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県茅野市北山字多々羅沢本道三四一五の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二八七二の二から二八七二の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二八九七、二八九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村大字中土一八九三三・一八九三四・一八九三八・一八九四〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一八九三五から一八九三七まで、一八九三九、一八九四二、字押上一九七の一から一九七の七まで、字滝ノ沢出戸四七七・四七八・四八〇の八・四八〇の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四七四、四七五、四七六の一、四七六の八、四八〇の一から四八〇の三まで、四八〇の一〇から四八〇の一四まで、四八一の三から四八一の七まで、字滝ノ沢五一〇の一、五一〇のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二五九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年四月十四日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　長野県下伊那郡天龍村平岡二二〇一のイ・二二七七・二二七八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二〇一のロ、二二〇二のイ、二二〇四の一、二二〇四のイ、二二七二のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

平岡二二〇一のイ、二二〇一のロ、二二七七、二二七八の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。